

第3章 河川の現状と課題

第1節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第1項 洪水対策

1. 堤防の整備状況

神通川の堤防は、必要な断面が確保された堤防（計画断面堤防）の割合が全体の7割に満たない状況にあり、堤防の高さや幅が不足している区間が存在します。このため、堤防の嵩上げや拡築を実施していく必要があります。

表 3-1 堤防の整備状況

河川名	計画断面堤防の区間 (km) ※2	今後整備が必要な 区間 (km) ※3	合計※4
神通川※1	59.8	33.5	93.3

平成29年3月現在

※1：支川の大正管理区間を含む。

※2：計画断面堤防の断面形状を満足している区間。

※3：計画断面堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間。

※4：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。



平成 29 年 3 月時点

図 3-1 堤防の整備状況

2. 河道の整備状況

神通川の大臣管理区間では、計画高水流量（神通大橋地点：7,700 m^3/s ）が流下した場合、河道断面が不足していることから、計画高水位（H. W. L.）を上回る区間が生じます（図3-2）。平成16年10月洪水（神通大橋地点で流量ピーク時6,400 m^3/s ）時の痕跡水位調査では、計画高水位（H. W. L.）を上回る区間がありました。同様に、井田川・熊野川の大臣管理区間においても、計画高水流量（高田橋地点：1,800 m^3/s 、八幡橋地点：850 m^3/s ）が流下した場合、河道断面の不足により計画高水位（H. W. L.）を上回る区間が存在します。このため、河積を確保し、流下能力を向上させる必要があります。

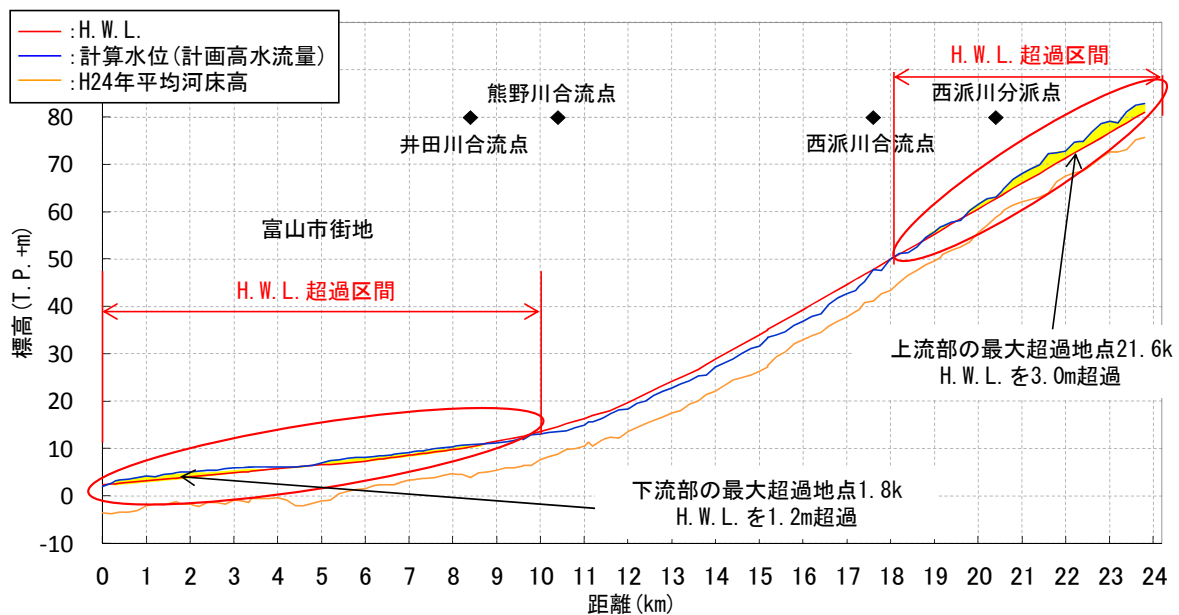


図 3-2 計画高水流量流下時の水位縦断図(神通川)

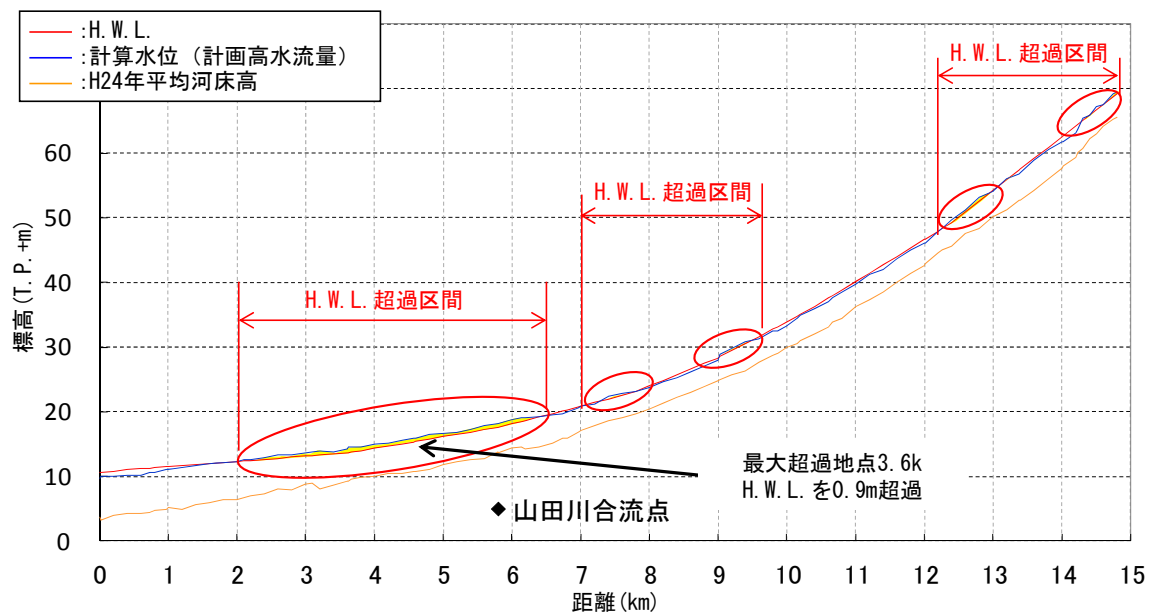


図 3-3 計画高水流量流下時の水位縦断図(井田川)

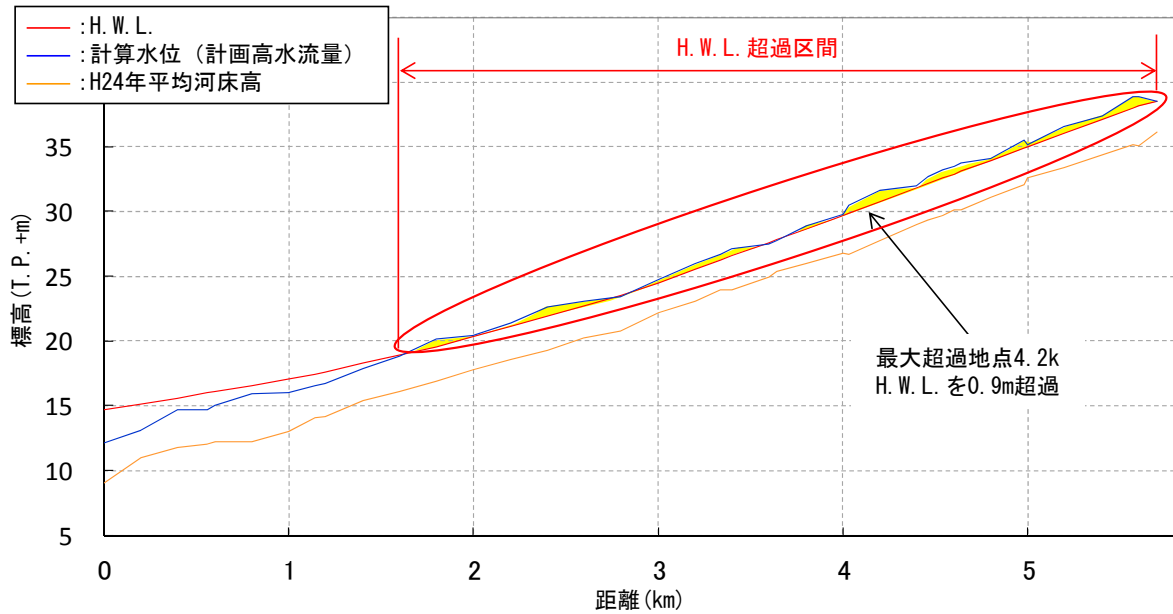


図 3-4 計画高水流量流下時の水位縦断面図(熊野川)

3. 洪水の安全な流下に支障となる工作物

神通川の河川内には河川管理者以外が設置した施設を含め、橋梁や取水施設等の工作物が存在します。このうち、洪水の安全な流下に支障となる施設については、当該施設の改善を実施する必要があります。

井田川の 14.4k 付近に設置されている大坪用水堰^{おおつぼ}については、洪水の安全な流下に支障となっていたため、平成 14 年から同 18 年にかけて固定堰を可動堰に改築する事業が実施されました。

4. 堤防の侵食・洗掘に対する安全性

神通川は急流河川のため、洪水の流れが速く、流水の強大なエネルギーによって大規模洪水でなくとも河岸侵食等の被害が発生しており、これらの侵食・洗掘の進行により堤防の決壊に至る危険があります。加えて、洪水時の河床の変動が激しく、侵食・洗掘が発生する箇所を事前に予測することは困難です。

これまで、神通川では3大水衝部（牛島地先・添島地先・成子地先）を中心に、低水護岸の整備や水制の設置といった急流河川対策を実施しています。今後も引き続き、堤防や河岸の侵食・洗掘の危険性が高い箇所について、侵食・洗掘に対する安全の確保が必要です。



写真 3-1 洪水時の被害状況
(富山市塩)



写真 3-2 洪水時の被害状況
(富山市八尾町西神通)



写真 3-3 急流河川対策実施例(低水護岸)



写真 3-4 急流河川対策実施例(高水水制)

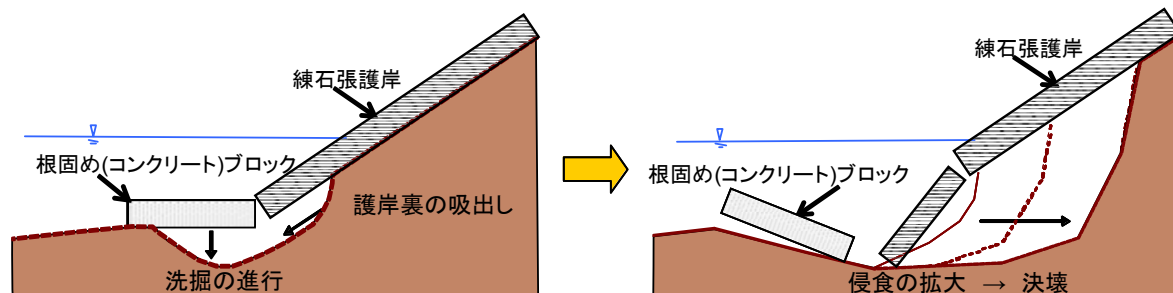


図 3-5 侵食・洗掘による堤防の決壊のメカニズム

5. 堤防の浸透に対する安全性

現在の堤防は、古くから逐次築かれてきた長い歴史の産物であり、現在の堤防の構造は必ずしも明らかではありません。場所によっては堤防を通る浸透水や地盤を通る基盤漏水による土砂流出や堤防裏の法面が破壊される裏のり崩れという現象が生じ、被害につながる危険性があります。

これまでも、地質調査等を行い堤防及び基礎地盤の状況を確認し、浸透対策を進めてきたところですが、平成14年度から「河川堤防設計指針（平成14年7月）」に基づき堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施し、浸透に対する安全性の不足する箇所について、対策を実施してきました。さらに、平成24年7月の九州の豪雨災害等を踏まえて全国的に堤防の緊急点検が行われ、神通川においても、被災履歴やこれまでの堤防点検結果等の既存データを活用しつつ再確認し、堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所、流下能力が不足する箇所、水衝部等の侵食に対する安全性が不足する箇所を「対策が必要な区間」として公表しました。

神通川では、堤防の浸透に対する安全性点検の結果、堤防の安全性が不足する区間が約40%存在します。これらの区間について、浸透に対する安全性の確保が必要です。

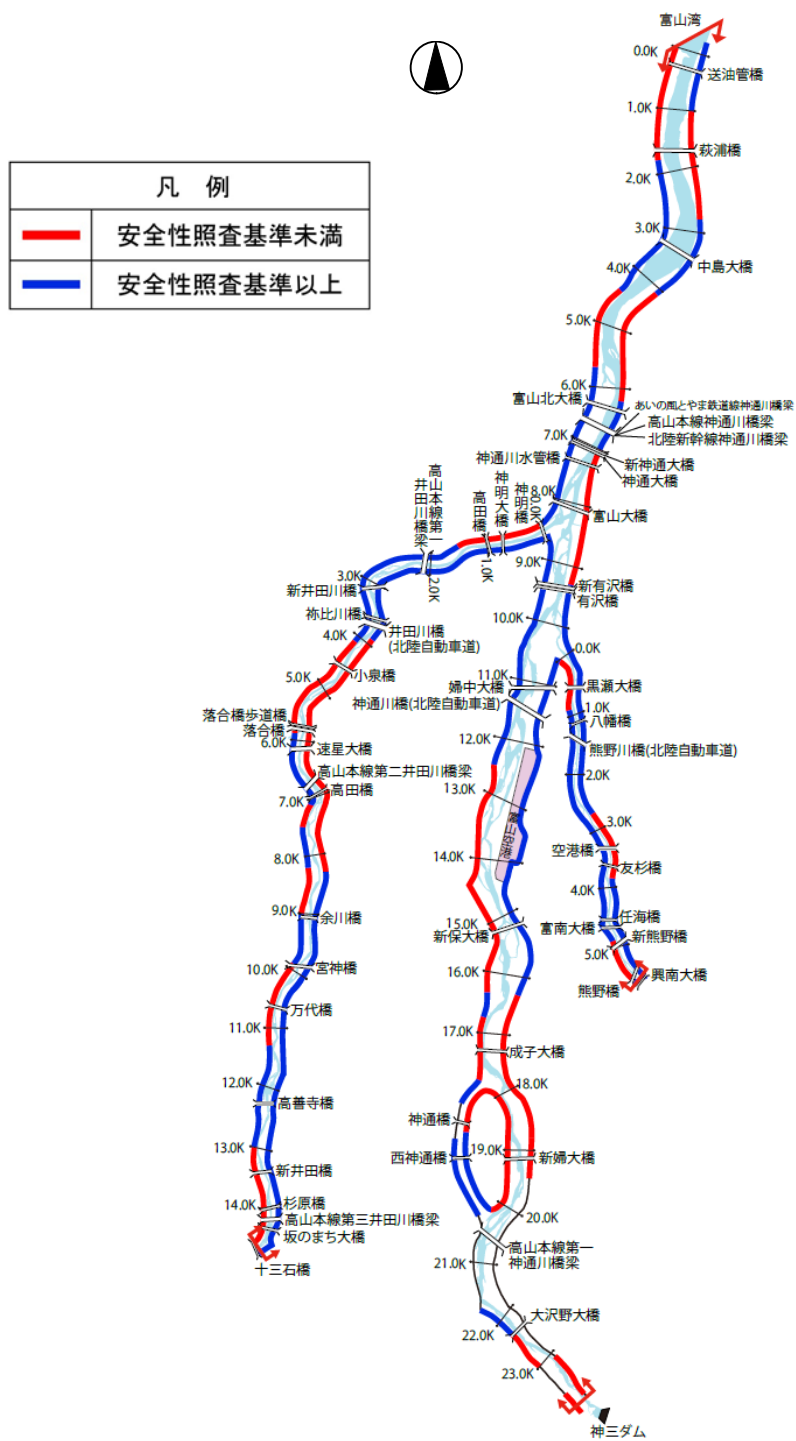
表 3-2 堤防の浸透に対する安全性

河川名	点検対象区間A (km)	Aのうち浸透対策が必要な区間B (km) ※2	割合 B／A (%)
神通川※1	87.0	37.4	43.0

平成29年3月現在

※1：支川の大正管理区間を含む。

※2：堤防点検を実施し、追加調査の結果や市街地の造成等による状況の変化により、対策が必要となった箇所については、必要に応じ対策を行うものとする。



平成 29 年 3 月時点

図 3-6 堤防の浸透に対する安全性点検結果

第2項 地震・津波対策

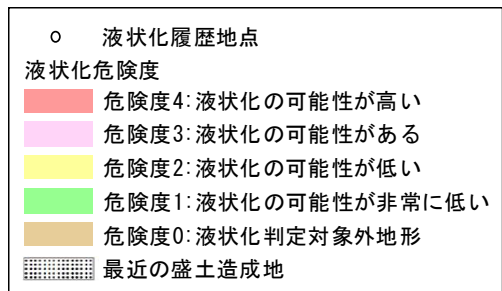
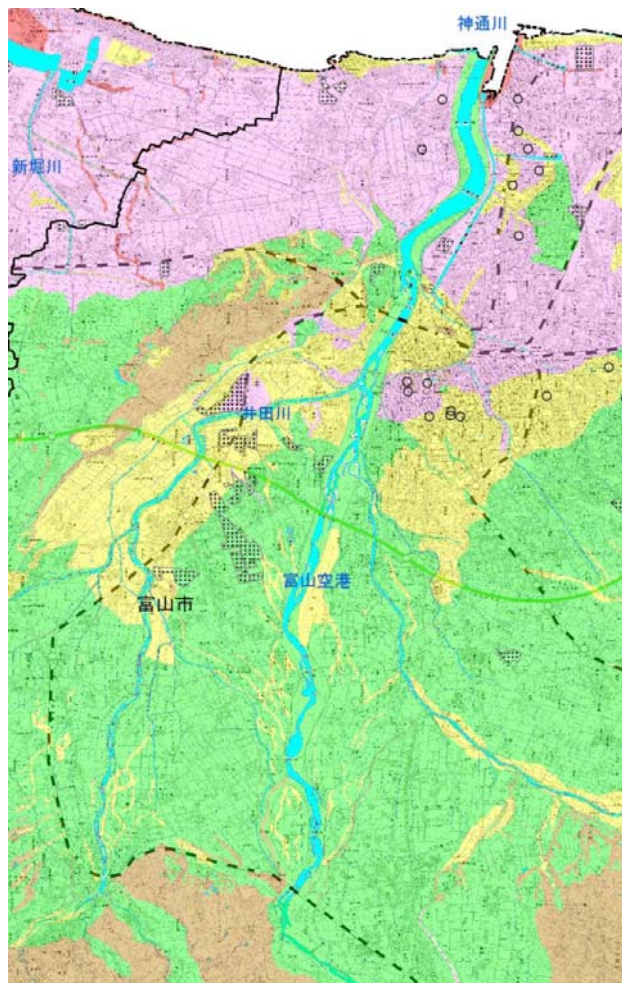
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方から関東地方の広範囲にわたり堤防・護岸等の河川管理施設に甚大な被害が発生するとともに、河川を遡上し、又は流下した津波（以下、「河川津波」という）が堤防を乗り越えて沿川地域に甚大な被害が発生しました。

神通川下流側の氾濫平野は、締め固まっていない砂層と粘土層から構成されるため、液状化の可能性がある範囲と想定されています。

神通川では、堤防等の構造物について、大規模地震に対して必要な機能が保持されるよう河川管理施設の耐震照査を実施し、必要な耐震対策等を実施していますが、海岸での防御と一体となった河川津波への対策について今後検討する必要があります。



写真 3-5 耐震対策の実施例
（神通川右岸 1.0k 付近）



出典：富山県内液状化しやすさマップ
（国土交通省北陸地方整備局
公益社団法人地盤工学会北陸支部）

図 3-7 神通川周辺の地形・地質による液状化危険度領域の判定

第3項 内水被害への対応

神通川では、近年、氾濫域内における宅地等の造成といった土地利用の変化により内水被害が顕在化しています。平成16年10月の洪水時には、神通川に合流する仲居川、有沢排水、井田川に合流する^{なかい}田島川、^{ありさわ}古川等で内水による浸水被害が発生したことを受け、その後、樋門の無停電化、遠隔監視化などの対策を実施しています。また、平成25年9月洪水時には、国土交通省が配備する排水ポンプ車及び照明車が出動し、緊急排水を実施する等の対応を行っています。

内水浸水に対しては、被害実態や河道の整備状況等を踏まえ、内水被害を軽減させるための方策について、地方公共団体等と連携して取り組んでいく必要があります。

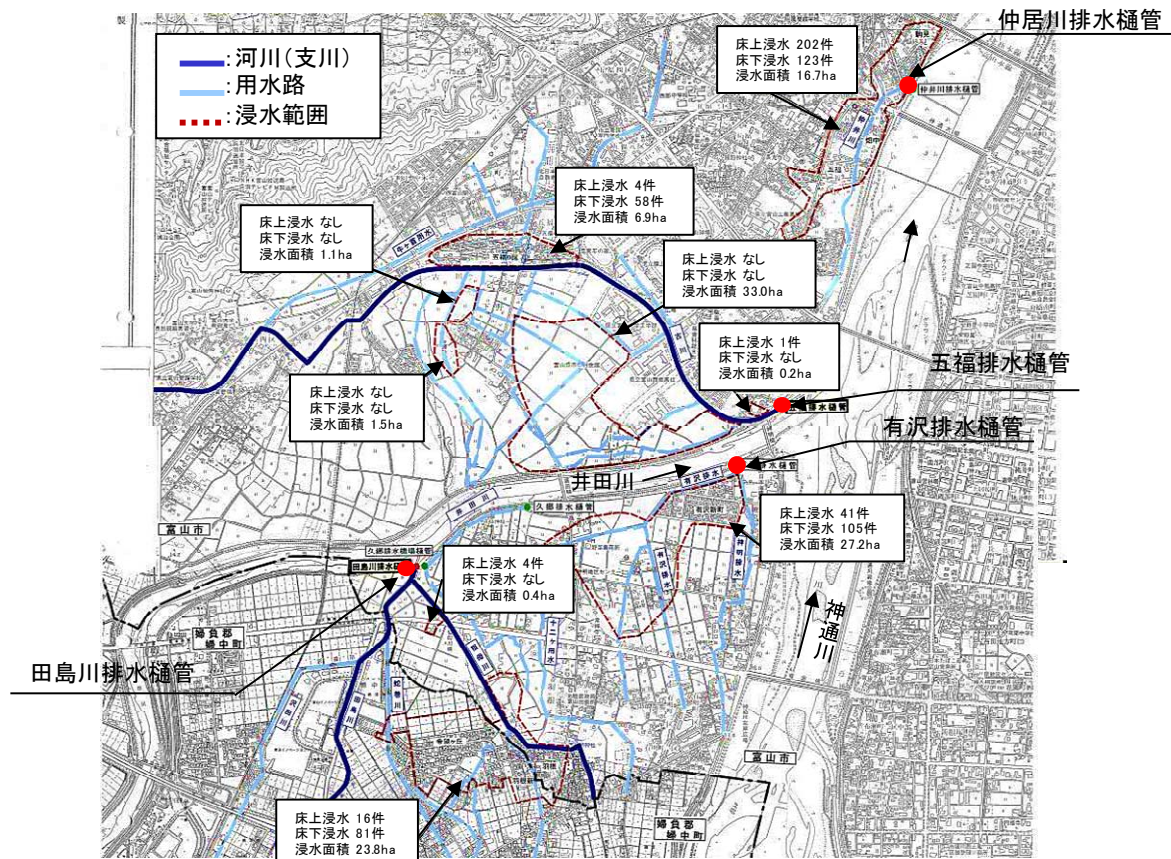


図 3-8 平成16年10月洪水時の内水被害の発生状況

第4項 減災への取り組み

神通川では、平成16年10月に神通大橋水位観測所において観測史上最大流量を記録し、水位が計画高水位（H.W.L.）に迫る洪水が発生しています。また、氾濫域は常願寺川との複合扇状地となっており、ひとたび氾濫すると、人口・資産の集中する富山市街地をはじめ広範囲に浸水が発生し、浸水が長期間にわたり継続します。また、常願寺川左岸で氾濫が発生した場合、氾濫流は神通川右岸まで到達する氾濫特性を有しています。

これらの神通川とその氾濫域の特性、近年の水害の激甚化・頻発化等も踏まえ、氾濫域の関係市と連携して、施設の能力を上回る洪水が発生した場合に被害を軽減させるための対策を検討・実施する必要があります。

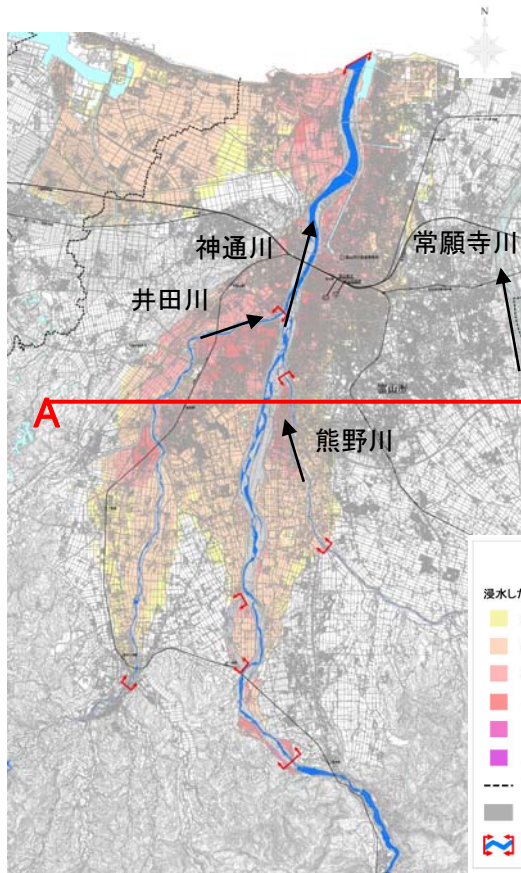


図 3-9 神通川・西派川・井田川・熊野川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

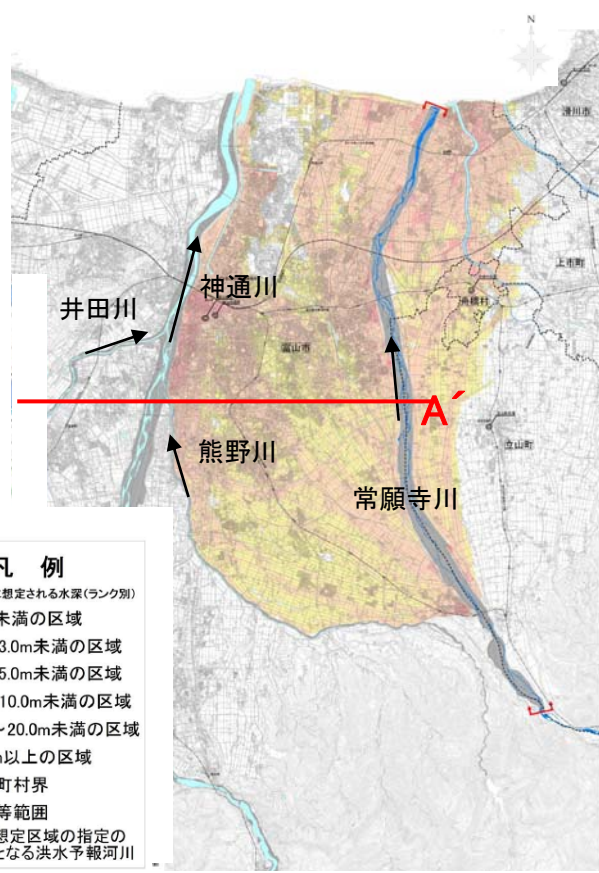


図 3-10 常願寺川洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）



図 3-11 神通川～常願寺川の横断図(再掲)

1. 霞堤

霞堤は、神通川の特性を活かした伝統的な治水工法であり、洪水時に開口部から一時的に洪水を遊水させる洪水調節機能や本堤が決壊した場合の二線堤としての機能、上流の堤防が決壊した場合でも霞堤の開口部から氾濫水を河道に戻し氾濫被害を軽減させる機能があります。

現在では神通川本川に1箇所、支川では井田川、熊野川に、それぞれ7箇所確認されています。これらの霞堤の機能が発揮されるよう、適切に管理していく必要があります。

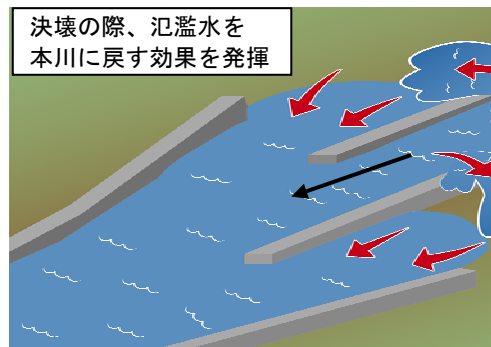


図 3-12 霞堤の効果

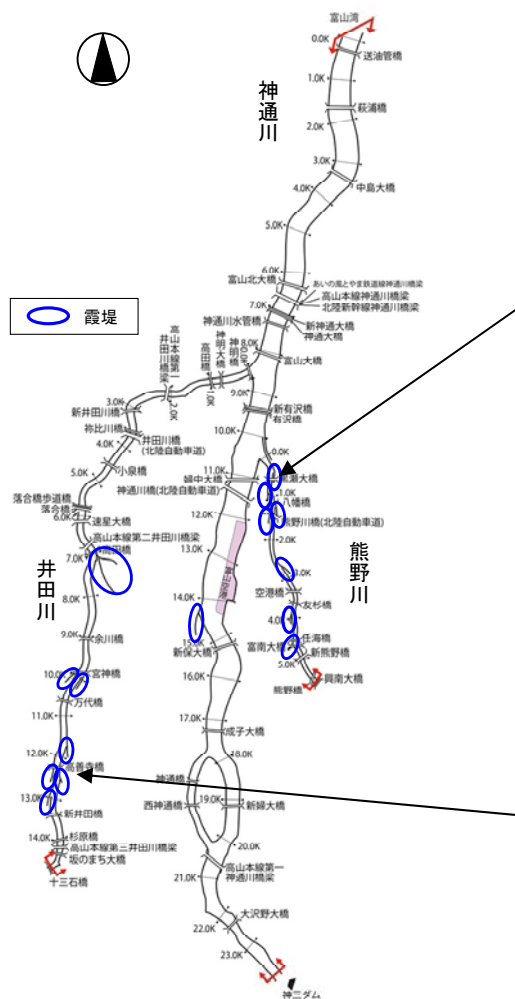


図 3-13 霞堤の位置



写真 3-6 熊野川 1.0k 付近の霞堤



写真 3-7 井田川 11.7k 右岸の霞堤

2. 水防活動・避難に資する情報提供等

洪水時における水防警報や洪水予報、CCTV カメラの映像等の水防活動や住民の避難に必要な情報を分かりやすく提供するなどの取り組みを進めるとともに、浸水想定区域図を公表し、洪水対応演習や情報伝達訓練を実施しています。また、各地方公共団体における洪水ハザードマップの作成や水防訓練に対する支援、重要水防箇所の周知及び合同河川巡視等の関係機関との連携体制の強化に努めており、緊急時の水防活動に必要な資機材の備蓄を行っています。

今後も、これまで実施してきた対策の継続とともに、洪水時の迅速かつ確実な避難の実現に向けて、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線に立ったソフト対策に重点的に取り組むことが重要です。また、大規模水害等に対応するため、多様な関係機関との連携体制の構築・強化を図る必要があります。

3. 被害軽減対策

万が一、洪水氾濫等の災害が発生した場合、被害を最小限に留めるための復旧・支援等の活動を実施する必要があります。神通川では、水防拠点や防災ヘリポート、緊急河川敷道路等が整備されており、富山河川国道事務所では排水ポンプ車、照明車等の配備や資機材の備蓄を行っています。

神通川では、想定し得る最大規模の洪水による氾濫が発生した場合に浸水継続時間が長期間に及ぶことが想定されており、現状の計画では大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念があります。このため、氾濫水を迅速に排水するための排水施設の情報共有、排水手法等の検討に基づく大規模水害を想定した排水計画の作成、排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等の整備、関係機関が連携した排水実働訓練の実施等の排水活動及び施設運用の強化等の取り組みを進めていくことが必要です。

4. 気候変動の影響への対応

近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予測されています。これにより、施設の能力を上回る洪水等が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いが施設の能力を大幅に上回るきわめて大規模な洪水等が発生する懸念が高まっています。

その一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、全国各地で毎年のように取水が制限される渇水が生じています。将来においても、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

これらを踏まえ、様々な事象を想定して対策を進めていくことが必要となっています。

第5項 河道の維持管理

神通川の河床高は、井田川合流点（8.4k）より下流では安定傾向にあり、それより上流では低下傾向にありましたが、砂利採取量の減少に伴い、変動幅は減少傾向にあります。このため、治水上安定的な河道の維持の観点から、今後も河床変動や各種データの収集等のモニタリングを継続していく必要があります。

神通川は急流河川のため、洪水による滞筋の変化が見られ、局所的な洗掘や異常な土砂堆積等が発生する可能性があります。局所的な洗掘の進行により、護岸、堰等の基礎の変状につながる危険があります。異常な土砂堆積が発生すると、洪水の際に上流側で水位上昇が発生し、溢水が生じるおそれがあります。また、河道内樹木は、洪水流下阻害による流下能力低下を生じさせるとともに、樹木群が土砂の堆積を促進させ、河積をさらに狭めてしまう場合もあります。このため、河道の維持及び河道内の樹木を適正に管理していくことが必要です。

また、神通川では、洪水時に山間部から流出する流木が多く、過去の洪水では流木被害が発生しています。このため、流木被害軽減の観点からも河道内の樹木の管理や流木処理を実施していくことが必要です。

そして、神通川の河口部は、冬期風浪によって河口砂州が形成され、拡大傾向となる場合もあります。このため、河口砂州について流下能力への影響をモニタリングしていくことが重要です。



神二ダムに漂着した流木

富山県土木部河川課提供

写真 3-8 H16.10 洪水後の流木の状況



やえづはま
八重津浜に漂着した流木

富山県土木部河川課提供

写真 3-9 H16.10 洪水後の流木の状況

第6項 河川管理施設の維持管理

神通川では、河川管理施設として堤防、護岸、堰、樋門・樋管等が整備されています。これらの河川管理施設は、河川による公共利益や地域の安全のために欠かすことのできない施設であり、常にこれらの施設が機能を発揮できるよう適切に維持管理を実施する必要があります。

表 3-3 河川管理施設(大臣管理区間)

河川名	堤防	堰	水門	樋門・樋管
神通川	42.7km	1箇所	1箇所	5箇所
西派川	4.0Km	なし	なし	なし
井田川	33.8km	なし	1箇所	2箇所
熊野川	12.8km	なし	なし	1箇所
合計	93.3km	1箇所	2箇所	8箇所

平成 29 年 3 月末現在

1. 堤防及び護岸

堤防は、繰り返される降雨・洪水・地震等の自然現象の影響により、ひび割れ、すべり、沈下、構造物周辺の空洞化等の変状が不規則に発生します。これらを放置すると変状が拡大し、洪水時に大規模な損傷につながり、堤防の決壊に至る危険があります。このため、堤防除草、定期的な点検、日々の巡視等により異常・損傷の早期発見に努め、必要に応じて補修等を実施する必要があります。



写真 3-10 平常時の巡視・点検状況

護岸や根固工等は、機能が発揮されなかった場合、洪水に伴う侵食・洗掘により、堤防の安全性が損なわれる危険があります。このため、施設が所要の機能を発揮できるよう適切に維持管理を実施する必要があります。

2. 樋門・樋管等

樋門・樋管等の河川管理施設の点検を行い、点検で確認された損傷や劣化部については適切な補修や更新を行い、良好な状態を保つよう維持管理していく必要があります。樋門・樋管については、地盤沈下、洪水や地震等による施設本体の変状、周辺部の空洞化等による取水・排水機能の低下や漏水の発生による堤防の安全性の低下のほか、施設自体の老朽化の進行によって、ゲート操作に係る機械設備及び電気施設の操作に障害が生じないように、適切に維持管理を実施する必要があります。このため、河川管理施設の変状に対するきめ細かな監視、老朽化に伴う補修が必要です。平常時からの巡視や点検

（出水前後）、施設評価による補修等の維持管理を行うとともに、洪水発生時や地震発生時には、巡視により河川管理施設等の異常の早期発見に努め、速やかに復旧を行うことが必要です。

その他、許可工作物として河川管理者以外が設置した橋梁、樋門・樋管、取水堰等が設置されています。これらの施設についても河川管理上支障が生じないように、河川管理者として、状況に応じた指導を行う必要があります。



写真 3-11 老朽化した施設の補修例(松川舟通し水門 H19 実施)

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

第1項 河川水の利用

神通川水系における水利用は、約 4%の農業用水と約 95%の発電用水がほとんどを占めています。

農業用水は、最大取水量 $64.581\text{m}^3/\text{s}$ として約 14,000ha の耕地のかんがい利用されています。

発電用水は、豊富な水量と有利な地形を利用した水力発電に利用されており、61 箇所の発電所により総最大出力約 84 万 kW の発電が行われています。なお、発電に使用された水は、再度河川へ放流され、繰り返し発電用水として再利用されるとともに、下流部では農業用水、工業用水、その他用水として利用されています。

上水道用水は、高山市等に供給されています。工業用水は火力発電所や化学工場等で利用されており、その他は消雪用水等に利用されています。

表 3-4 神通川水系の利水の現状(H28.4 時点)

使用目的	最大取水量 (m^3/s)	件数
農業用水	64.581	629
発電用水	1,437.107	61
上水道用水	0.380	2
工業用水	10.258	7
その他(消雪用水等)	3.229	19
合計	1,515.555	718

※許可水利権と慣行水利権の合計値

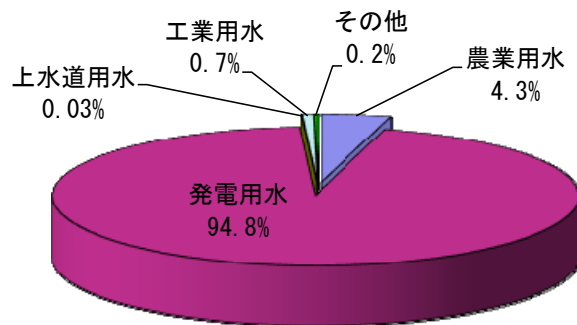


図 3-14 神通川水系の水利用の内訳(最大取水量ベース、H28.4 時点)

第2項 流況の維持

神通大橋地点の河川流況は、平水流量で約 $139\text{m}^3/\text{s}$ 、渇水流量で約 $71\text{m}^3/\text{s}$ 、年平均流量で約 $184\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下、正常流量※という）は、河川流況、水利使用、生物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、神通大橋地点において通年で概ね $41\text{m}^3/\text{s}$ 程度と想定しています。

神通川では至近 15 ヶ年は正常流量を満足していますが、引き続き正常流量を確保していく必要があります。

※正常流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息・生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮して定められた流量及びそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な流量の双方を満足する流量であって、適正な河川管理のために基準となる地点において定めるものをいいます。

表 3-5 神通川の流況

河川名	地点名	対象年	豊水 (m^3/s)	平水 (m^3/s)	低水 (m^3/s)	渇水 (m^3/s)
神通川	神通大橋	昭和 33 年 ～ 平成 28 年	207.91	138.78	105.49	71.28

※観測期間の平均は昭和 33 年～平成 28 年の欠測を除いて算出した値

- ・豊水流量：1 年のうち 95 日はこの流量を下回らない流量
- ・平水流量：1 年のうち 185 日はこの流量を下回らない流量
- ・低水流量：1 年のうち 275 日はこの流量を下回らない流量
- ・渇水流量：1 年のうち 355 日はこの流量を下回らない流量

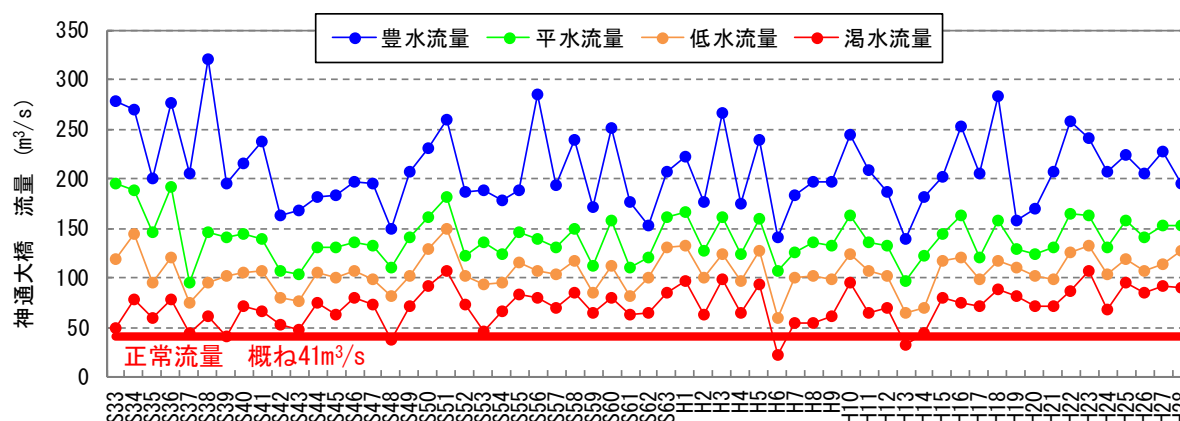


図 3-15 流況の経年変化(神通大橋地点)

第3項 渇水時の対応

平成6年渇水時の神通川流域では、4月から降水量が少なく、富山観測所の月総雨量が、7、8月にそれぞれ平年の約13%、10%となりました。このため、神通川沿川の農業用水や牛ヶ首用水では最大で25%の取水制限を、井田川沿川の農業用水では最大で50%の取水制限となりました。富山県の室牧ダムでは、利水容量7,500千 m^3 を使い切り、堆砂容量内の貯留水を農業用水に供給することとなりました。

渇水対策が必要となった場合には、関係機関や水利使用者等と連携して情報の伝達・共有を図り、被害拡大防止に努める必要があります。

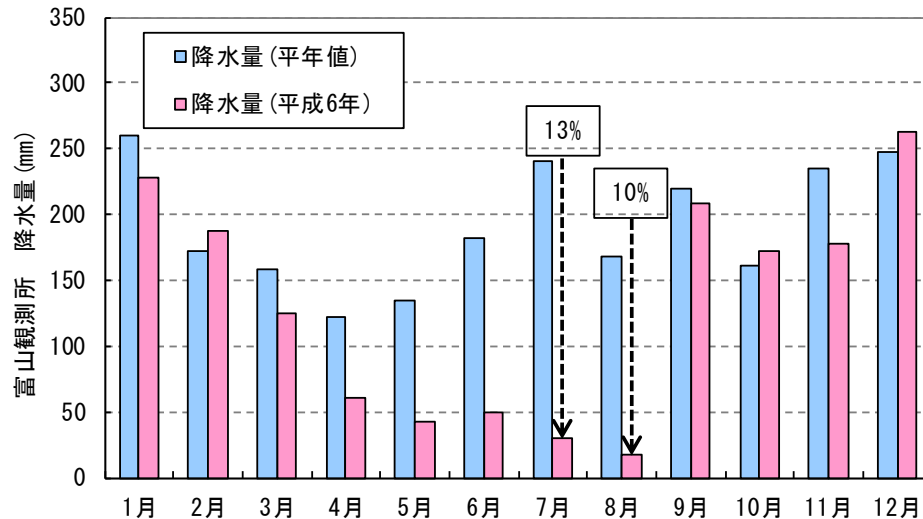


図 3-16 平成6年と平年の月別降水量



富山県室牧ダム管理事務所提供

写真 3-12 室牧ダム貯水池の様子(H6. 8. 18)

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第1項 生物の生息・生育・繁殖環境

1. 【上流部】（23.8k 神三ダム～20.6k 西派川分派点）

神三ダムから西派川分派点（高山本線第一神通川橋梁下流）にかけては、河床勾配が約 1/180 となり、下流に比べ築堤部分が少なく、所々河岸段丘状の河道が出現してきます。砂礫地が発達しており、早瀬、淵、平瀬が連続し水域の環境が変化に富んでいます。

植物では、高水敷にはカワヤナギ群落、ムクノキ・エノキ群集等の河畔林、カワラヨモギ・カワラハハコ群落、ヨモギ・メドハギ群落等の草地が分布しています。また、下流部には少ないアキグミ群落やネコヤナギ群落が分布しています。砂礫州の流水縁にはツルヨシ群落が優占しています。また、細流や池等の多様な水辺環境やヨシ群落が広がった湿地環境が見られます。

鳥類では、アオサギ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、重要種であるイソシギ、カワセミ、ヤマセミ等が浅瀬や水際を採餌場所として利用しています。

魚類では、淡水魚であるオイカワ、カワムツ、ナマズ、カワヨシノボリ等の他、アユやサケといった回遊魚も生息しています。また、神三ダムの約 1km 下流にある瀬等では、サクラマスやサケの産卵が確認されています。

昆虫類では、高水敷上の細流や池、周辺のヨシ群落等の湿地ではトンボ類やゲンゴロウ類等の水域を好む種が生息しており、止水性の昆虫類相が豊かであり、重要種であるミヤマアカネ、チョウトンボ、ゲンジボタル、キベリマメゲンゴロウ等が生息しています。



写真 3-13 神通川 20.6k 付近の状況



写真 3-14 神通川 23.4k 付近の状況



写真 3-15 ツルヨシ



写真 3-16 セグロセキレイ

2. 【中流部】(20.6k 西派川分派点～10.2k 熊野川合流点)

西派川分派点（高山本線第一神通川橋梁下流）から熊野川合流点にかけては、河床勾配が約 1/180～1/290 となり上流に比べやや緩やかとなります。西派川合流点より下流では高水敷が高度利用されており、緑地のほか遊歩道、公園、グラウンド等が整備されています。また、右岸 14.6k から 11.6k までは高水敷が富山空港敷地となっており、対岸には^{ふちゅうまち}婦中町神通川緑地公園が整備されています。流路は複列化し網状区間となっており、上流部と同様に早瀬、淵、平瀬が連続し水域の環境が変化に富んでいます。

植物では、広い高水敷にカワヤナギ群落等の樹林や、オギ、ススキ、チガヤ、カナムグラ、クズ群落等の草地が分布している一方で、外来種のシンジュやハリエンジュの侵入が広く見られます。また、発達した砂礫州にはカワラヨモギーカワラハハコ群落、ヨモギーメドハギ群落等が、水際にはツルヨシ群落等が広がっています。

鳥類では、アオサギ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ等のサギ類、セグロセキレイ、ハクセキレイ等のセキレイ類、重要種であるコチドリ、イカルチドリ、イソシギ等のシギ・チドリ類が、浅瀬や水際を採餌場所として利用しています。

魚類では、淡水魚であるオイカワ、カワムツ、カワヨシノボリ等の他、アユやオオヨシノボリ、ヌマチチブ等の回遊魚も生息しています。浮き石や砂礫床には重要種であるアカザ、カマキリ、カジカ中卵型等の底生魚が生息し、熊野川合流点前後の約 2km 区間等ではウグイ、アユの産卵が確認されています。また、水深の深い淵が点在しており、春に遡上したサクラマスが秋に産卵するまでの間過ごす越夏場所としても利用しています。

昆虫類では、高水敷に分布しているコマツナギを食草とする重要種であるミヤマシジミが生息しています。

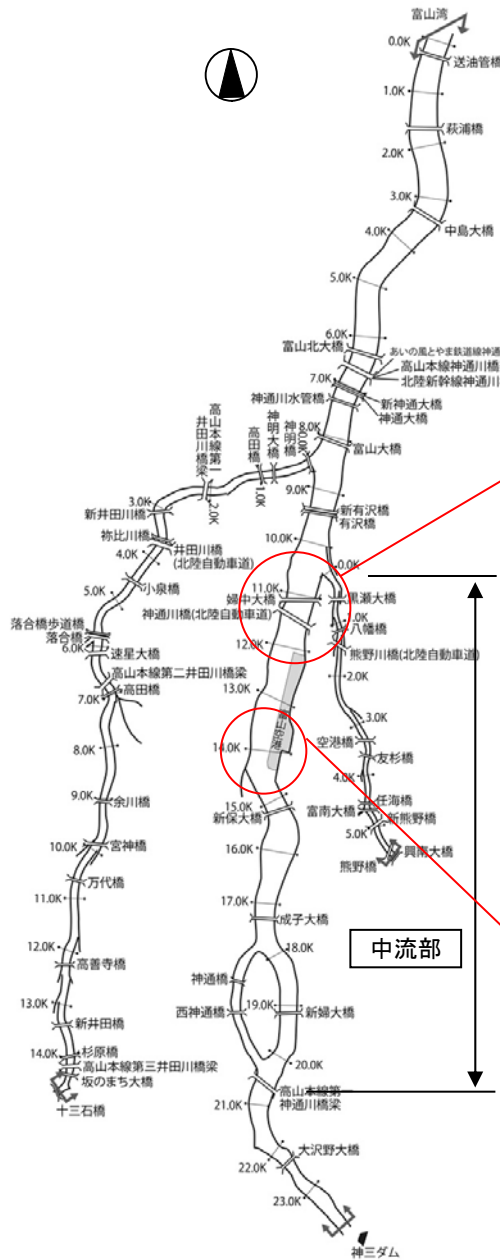


写真 3-17 神通川 11.0k 付近の状況



写真 3-18 神通川 14.0k 付近の状況



写真 3-19 カマキリ



写真 3-20 ミヤマシジミ

3. 【下流部】(10.2k 熊野川合流点～0.0k 河口)

熊野川合流点から河口にかけては、河床勾配が約 1/550～1/1,500 となり上流に比べ緩やかとなります。支川合流点付近にはワンドや中州が形成され、一部には湧水や細流も見られる等多様な環境となっています。右岸熊野川合流点から富山大橋までの約 2km にわたる高水敷は緑地公園（運動場等）として整備されています。また、萩浦橋より下流の河口部は鳥獣保護区に指定されています。河川は水面が幅広で緩やかな流れとなっており、中島大橋（3.3k）より下流は感潮区間となっています。河口部左岸には砂州が形成されています。

植物では、高水敷にはカワヤナギ群落、オニグルミ群落等の樹林が分布しています。5.6km より上流では、砂州が発達しており、水際や中洲にはツルヨシ群落、カワヤナギ群落、カワラヨモギーカワラハハコ群落等が分布しています。河口部付近の水際にはヨシ群落、ウキヤガラーマコモ群集等の抽水植物が分布しています。また、河口砂州には、ハマヒルガオ等からなる海浜植物群落が分布しています。

鳥類では、アオサギ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ等のサギ類や、セグロセキレイ、ハクセキレイ等のセキレイ類が、浅瀬や水際を採餌場所として利用しています。また、河口部の鳥獣保護区は渡り鳥の重要な繁殖地、中継地、越冬地となっており、緩やかな流れの水面はカモ類が休息の場として、カワヤナギやオニグルミ等の河畔林はミサゴが採餌の際の止まり木として、河口砂州は重要種であるシロチドリが渡りの中継地として、利用しています。

魚類では、ニゴイ、カワムツ、カワヨシノボリ等の淡水魚や、回遊魚であるアユや汽水海水魚であるボラ、スズキ等が生息しています。また、湧水や細流が見られる場所では重要種であるトミヨ属淡水型やイトヨ属日本海型の生息が記録されています。

昆虫類では、湧水や細流の周辺にはトンボ類、ガムシ類、ゲンゴロウ類の湿地性の種が生息しており、重要種であるマイコアカネ、チョウトンボ、アキアカネ、キベリマメゲンゴロウ等が生息しています。高水敷にはコマツナギを食草とするミヤマシジミや樹液を吸蜜するヒラタクワガタ本土亜種等の重要種が生息しています。河口砂州には、ハマヒョウタンゴミムシダマシ等の海浜性の種が生息しています。

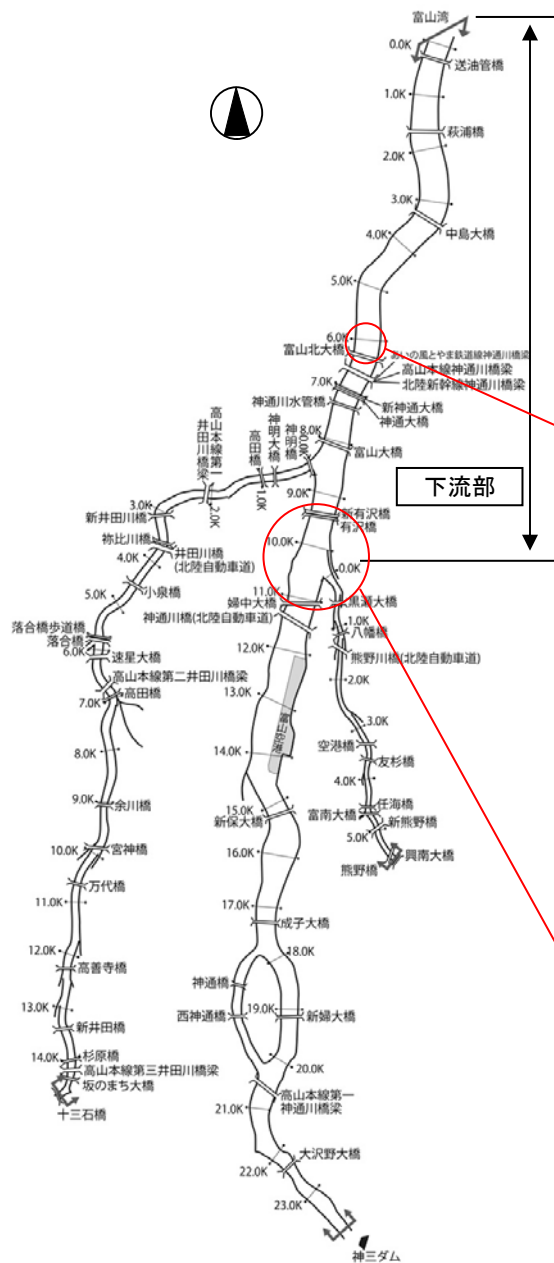


写真 3-21 神通川 6.0k 付近の状況



写真 3-22 神通川 10.0k 付近の状況



写真 3-23 カワヤナギ



写真 3-24 キベリマメゲンゴロウ

4. 【井田川】(14.8k 十三石橋～0.0k 神通川合流点)

井田川では、河床勾配が約 1/125～1/610 となっています。所々に砂礫地が見られ、早瀬、淵、平瀬が連続しています。横断工作物は井田川合口頭首工及び大坪用水堰が設置されています。

植物では、高水敷にはオギ群落、ヨモギ・メドハギ群落が広がっている一方で、外来種のセイタカアワダチソウの侵入が広く見られます。水際にはカワヤナギ群落やツルヨシ群落が帯状に分布しています。また、流れの緩やかな場所にはオオカナダモ等の沈水植物や重要種であるナガエミクリ等の抽水植物が生育しています。

鳥類では、重要種であるイソシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類が砂礫洲を採餌場所として利用しています。

魚類では、砂礫床を好む重要種であるカジカ中卵型、カマキリ等の底生魚や流れの緩やかな環境を好む重要種であるナマズ、ドジョウが生息しています。また、秋になるとサクラマスやサケが産卵のために遡上し、サケは主に井田川で、サクラマスは主に上流の野積川のづみや室牧川での産卵が確認されています。

昆虫類では、礫床の早瀬・平瀬が、フタバコカゲロウ、アカマダラカゲロウ等の流水性の水生昆虫類の生息環境となっています。



写真 3-25 井田川の 6.0k 付近の状況



写真 3-26 井田川の 14.0k 付近の状況



写真 3-27 ドジョウ



写真 3-28 イソシギ

5. 【熊野川】(5.7k 興南大橋～0.0k 神通川合流点)

熊野川では、河床勾配が約 1/190～1/235 となっています。河道周辺は富山市街地が広がっています。早瀬と平瀬が続き、一部に淵が見られます。横断工作物は広田用水堰及び友杉^{ともすぎ}用水堰が設置されています。

植物では、高水敷はオギ群落、ヨモギ・メドハギ群落等が広がり、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布し、やや単調な植生となっています。

鳥類では、重要種であるカワセミやイソシギ、イカルチドリ等のシギ・チドリ類が水際や砂礫地を採餌場所として利用しています。

魚類では、水生昆虫類等を餌とする重要種であるヤマメ、カジカ中卵型等が生息しています。

昆虫類では、礫河床の早瀬・平瀬が、フタバコカゲロウ、ヒラタドROMシ等の流水性の水生昆虫類の生息環境となっているほか、ゲンジボタルも生息しています。



写真 3-29 熊野川 2.6k 付近の状況



写真 3-30 カジカ中卵型

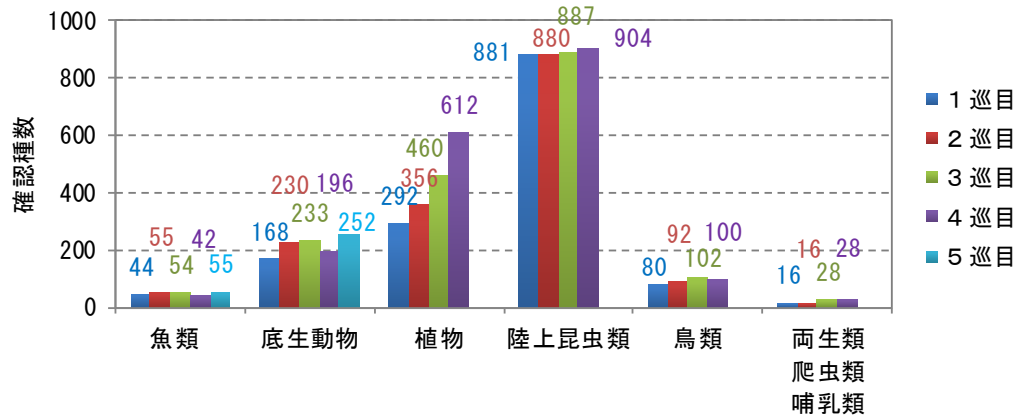


写真 3-31 ゲンジボタル

6. 河川水辺の国勢調査における確認状況

(1) 確認種数

最新の河川水辺の国勢調査では、魚類 55 種、底生動物 252 種、植物 612 種、陸上昆虫類 904 種、鳥類 100 種、両生類・爬虫類・哺乳類 28 種が確認されています。



出典：

魚類：平成 7 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度河川水辺の国勢調査

底生動物：平成 7 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 21 年度、平成 26 年度河川水辺の国勢調査

植物：平成 4 年度、平成 9 年度、平成 14 年度、平成 19 年度河川水辺の国勢調査

陸上昆虫类等：平成 5 年度、平成 10 年度、平成 15 年度、平成 20 年度河川水辺の国勢調査

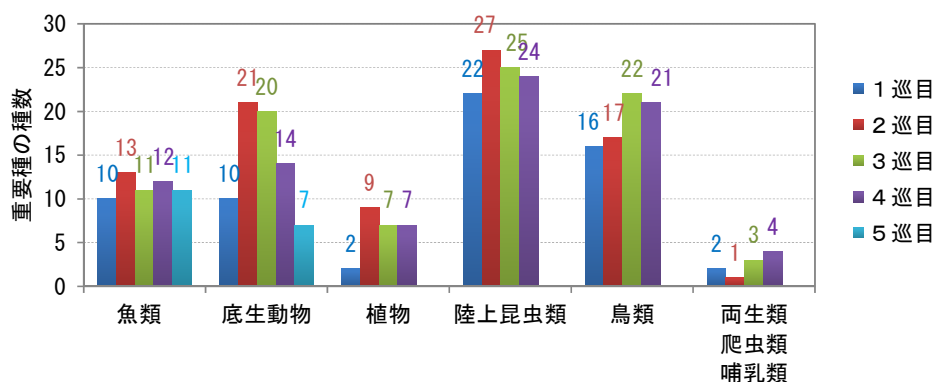
鳥類：平成 3～4 年度、平成 8 年度、平成 13 年度、平成 24 年度河川水辺の国勢調査

両生類・爬虫類・哺乳類：平成 6 年度、平成 11 年度、平成 16 年度、平成 25 年度河川水辺の国勢調査

図 3-17 確認種数の経年変化

(2) 重要種

最新の河川水辺の国勢調査における重要種として、魚類ではカワヤツメ、サクラマス、カジカ中卵型等の11種、底生動物ではモノアラガイ、キボシケシゲンゴロウ、ゲンジボタル等の7種、植物ではサジオモダカ、カワヂシャ、ミクリ等の7種、陸上昆虫類ではムスジイトトンボ、カワラバッタ、イトアメンボ等の24種、鳥類ではコアジサシ、ササゴイ、オシドリ等の21種、両生類・爬虫類・哺乳類ではアカハライモリ、トノサマガエル、ニホンスッポン等の4種が確認されています。



出典：

魚類：平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度河川水辺の国勢調査

底生動物：平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成21年度、平成26年度河川水辺の国勢調査

植物：平成4年度、平成9年度、平成14年度、平成19年度河川水辺の国勢調査

陸上昆虫類等：平成5年度、平成10年度、平成15年度、平成20年度河川水辺の国勢調査

鳥類：平成3～4年度、平成8年度、平成13年度、平成24年度河川水辺の国勢調査

両生類・爬虫類・哺乳類：平成6年度、平成11年度、平成16年度、平成25年度河川水辺の国勢調査

図 3-18 重要種の確認種数の経年変化

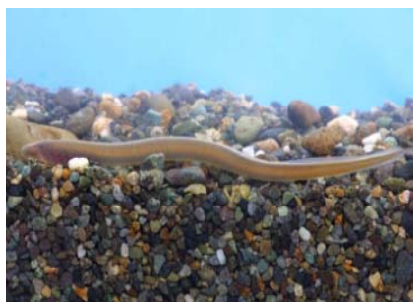


写真 3-32 スナヤツメ南方種



写真 3-33 モノアラガイ



写真 3-34 フジバカマ



写真 3-35 チョウトンボ



写真 3-36 コアジサシ



写真 3-37 アカハライモリ

表 3-6 神通川で確認された重要種(1/2)

種名	河川水辺の国勢調査					選定基準			
	1 巡 目	2 順 目	3 巡 目	4 巡 目	5 巡 目	文化財 保護法	種の保 存法	環境省 RL	富山県 RDB
魚類									
スナヤツメ南方種	●	●	●	●	●			VU	NT
カワヤツメ	●	●	●	●	●			VU	CR+EN
ニホンウナギ		●	●	●	●			EN	DD
マルタ	●	●	●	●	●			LP	DD
ドジョウ	●	●	●	●	●			DD	NT
アジメドジョウ		●	●	●	●			VU	
ナマズ	●	●	●	●	●				VU
アカザ		●	●	●	●			VU	CR+EN
サクラマス					●			NT	NT
サクラマス(ヤマメ)	●	●	●	●	●			NT	NT
キタノメダカ				●	●			VU	NT
トミヨ属淡水型	●	●	●	●	●			L P	VU
カマキリ	●	●	●	●	●			VU	NT
カジカ中卵型		●	●	●	●			EN	VU
カンキョウカジカ	●	●	●	●	●			LP	VU
ジュズカケハゼ	●							CR	VU
ゴクラクハゼ				●	●				DD
底生動物									
カワコザラガイ	●	●	●						DD
コシダカヒメモノアラガイ		●	●					DD	
モノアラガイ	●	●	●	●	●			NT	VU
ヒラマキミズマイマイ		●	●	●	●			DD	DD
ヒラマキガイモドキ		●	●	●	●			NT	DD
ヤマトシジミ		●	●	●				NT	DD
マシジミ	●	●	●	●				VU	VU
ドブシジミ	●	●	●	●					DD
ミドリビル	●							DD	
イボビル		●	●					DD	
ヌマエラビル		●	●					DD	
サワガニ		●	●	●					DD
アカテガニ					●				DD
モートンイトトンボ	●							NT	VU
ニホンカワトンボ		●	●	●					NT
ミヤマサナエ	●			●					NT
ミヤマアカネ		●	●	●					NT
エサキアメンボ			●	●	●			NT	
ヒメミズカマキリ		●	●						NT
ナベバタムシ		●	●	●					VU
キボシケシゲンゴロウ		●	●		●			DD	VU
ルイスツブゲンゴロウ		●	●					VU	NT
キベリマメゲンゴロウ	●	●	●	●	●			NT	DD
ミズスマシ	●	●	●	●	●			VU	
クビボソコガシラミズムシ	●	●	●					DD	
シジミガムシ		●	●					EN	
ケスジドロムシ		●	●	●	●			VU	
ゲンジボタル	●	●	●	●	●				DD
ヘイケボタル			●						DD
ミズバチ				●				DD	
植物									
アサダ			●	●					NT
ニオウヤブマオ		●							VU
ノダイオウ			●	●				VU	
ミズタガラシ		●	●	●					VU
フサモ	●								DD
メハジキ	●	●	●						NT
オオマルバノホロシ			●						NT
カワヂシャ				●				NT	VU
フジバカマ		●	●	●				NT	
オナモミ		●						VU	DD
サジオモダカ		●							CR+EN
イトモ		●						NT	VU
ノカンゾウ		●	●						NT
ミクリ		●	●	●				NT	
ナガエミクリ ^注								NT	
クロアブラガヤ				●					NT

種名	河川水辺の国勢調査					選定基準			
	1 巡 目	2 順 目	3 巡 目	4 巡 目	5 巡 目	文化財 保護法	種の保 存法	環境省 RL	富山県 RDB
陸上昆虫類等									
ムスジイトトンボ				●					CR+EN
ニホンカワトンボ			●						NT
マダラヤンマ		●	●					NT	VU
カトリヤンマ			●						CR+EN
ミヤマサナエ		●	●	●					NT
オジロサナエ			●						CR+EN
トラフトンボ		●	●						NT
チョウトンボ		●	●	●					NT
キトンボ			●						NT
ナツアカネ	●	●	●	●					DD
アキアカネ	●	●	●	●					DD
ノシメトンボ	●	●	●	●					DD
マイコアカネ				●					VU
ミヤマアカネ	●	●	●	●					NT
ウスバカマキリ	●							DD	DD
ササキリ			●	●					NT
クマコオロギ				●					DD
クマズムシ				●					DD
エゾエンマコオロギ				●					DD
カワラバタ				●					VU
ハネナガイナゴ	●								CR+EN
セグロイナゴ	●								CR+EN
シロヘリツチカメムシ	●							NT	
イトアメンボ		●						VU	CR+EN
ヤマトセンブリ		●						DD	
ミヤマシジミ	●	●	●	●				EN	VU
コムラサキ				●					NT
カギモンハナオイアツバ				●				NT	
アオモンギンセダカモクメ	●							NT	
キシタアツバ	●	●						NT	
トラフムシヒキ			●	●					DD
オオイシアブ			●						DD
クロバネツリアブ		●	●	●					DD
セアカオサムシ	●			●				NT	VU
アオヘリアオゴミムシ		●						CR	
イグチケブカゴミムシ				●				NT	
ホソハンミョウ	●	●						VU	
キベリマメゲンゴロウ	●	●	●	●				NT	DD
ミズスマシ	●	●						VU	
コオナガミズスマシ		●						VU	NT
クビボソコガシラミズムシ	●	●						DD	
ガムシ	●	●						NT	
シジミガムシ	●	●	●					EN	
ヤマトモンシデムシ	●	●						NT	
ヒメオオクワガタ	●								VU
ヒラタクワガタ本土亜種	●	●	●	●					DD
コクロオバボタル		●						EN	
ゲンジボタル		●	●	●					DD
ヘイケボタル			●						DD
オオセイボウ	●							DD	
ヤマトアシナガバチ				●				DD	
モンスズメバチ		●	●					DD	
アケボノクモバチ		●						DD	
フタモンクモバチ	●							NT	
クロマルハナバチ		●	●					NT	

表 3-7 神通川で確認された重要種(2/2)

種名	河川水辺の国勢調査					選定基準			
	1 巡 目	2 順 目	3 巡 目	4 巡 目	5 巡 目	文化財 保護法	種の保 存法	環境省 RL	富山県 RDB
鳥類									
ササゴイ	●	●	●	●	●				NT
チュウサギ	●	●	●	●	●			NT	NT
オオハクチョウ	●		●		●				NT
オシドリ	●			●	●			DD	
トモエガモ			●		●			VU	VU
ヨシガモ		●			●				NT
シノリガモ			●		●				NT
ホオジロガモ				●	●				NT
ミコアイサ	●	●	●	●	●				NT
ミサゴ	●	●	●	●	●			NT	NT
オオタカ		●	●	●	●			NT	VU
ハイタカ			●	●	●			NT	NT
チュウヒ		●	●	●	●		国内	EN	CR+EN
ハヤブサ	●	●	●	●	●		国内	VU	VU
ヒクイナ				●	●			NT	CR+EN
コチドリ	●	●	●	●	●				NT
イカルチドリ	●	●	●	●	●				NT
シロチドリ			●		●			VU	NT
ケリ	●		●	●	●			DD	NT
ハマシギ	●	●	●	●	●			NT	
イソシギ	●	●	●	●	●				NT
アジサシ			●		●				DD
コアジサシ		●	●	●	●			VU	CR+EN
ヤマセミ	●	●		●	●				VU
カワセミ	●	●	●	●	●				NT
コシアカツバメ	●	●	●	●	●				DD
セッカ		●		●	●				CR+EN
コサメビタキ	●			●	●				NT
ホオアカ			●	●	●				NT
両生類・爬虫類・哺乳類									
アカハライモリ	●		●	●	●			NT	NT
トノサマガエル	●	●	●	●	●			NT	NT
ニホンスッポン			●	●	●			DD	DD
カモシカ				●	●	特天			

注)ナガエミクリは、平成23年度の環境基図調査により確認された。

＜選定基準＞

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定された天然記念物又は特別天然記念物

特天：文化財保護法により指定された特別天然記念物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種

国内：国内希少野生動植物種

国際：国際希少野生動植物種

「環境省レッドリスト2015」（環境省 平成27年9月）掲載種

CR：絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧ⅠB類（絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種）

VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

「富山県の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブックとやま2012—」（富山県 平成25年9月）掲載種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）

VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種）

DD：情報不足（絶滅にいたる可能性があるが、情報が不足しており、今後生息・生育状況に注意すべき種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

出典：

魚類：平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度河川水辺の国勢調査

底生動物：平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成21年度、平成26年度河川水辺の国勢調査

植物：平成4年度、平成9年度、平成14年度、平成19年度河川水辺の国勢調査

陸上昆虫類等：平成5年度、平成10年度、平成15年度、平成20年度河川水辺の国勢調査

鳥類：平成3～4年度、平成8年度、平成13年度、平成24年度河川水辺の国勢調査

両生類・爬虫類・哺乳類：平成6年度、平成11年度、平成16年度、平成25年度河川水辺の国勢調査

(3) 外来種

特定外来生物の個体数増加や分布拡大は、在来種の捕食等により従来の生態系が攪乱され、漁業に被害を与える等、将来的に自然や生態系に影響を与えるおそれがあります。

河川水辺の国勢調査により、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来生物法という。）における特定外来生物として、オオクチバス、ブルーギル、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ及びウシガエルが確認されています。

表 3-8 神通川で確認された特定外来生物

種名	河川水辺の国勢調査				
	1 巡目	2 巡目	3 巡目	4 巡目	5 巡目
魚類					
ブルーギル			○		○
オオクチバス	○	○	○	○	○
植物					
アレチウリ			○	○	
オオフサモ	○	○		○	
オオカワヂシャ				○	
オオキンケイギク		○	○	○	
オオハンゴンソウ			○	○	
両生類					
ウシガエル	○	○	○	○	

出典：

魚類：平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度河川水辺の国勢調査

植物：平成4年度、平成9年度、平成14年度、平成19年度河川水辺の国勢調査

両生類：平成6年度、平成11年度、平成16年度、平成25年度河川水辺の国勢調査

7. 自然再生の取り組み

かつて神通川は、多種多様な魚類や底生動物等が生息・生育・繁殖する瀬や淵、砂礫河原等の多様な環境が形成されていましたが、砂利採取や河川改修等の人為的インパクトに伴う河道の固定化・直線化、河床低下等により、瀬や深い淵が減少し、流れが単調化するとともに、高水敷や中州では冠水頻度の低下による樹林化が近年顕著となっています。

これらの河川環境の変化を踏まえ、平成18年度から多様な生物の生息・生育・繁殖の基盤となる神通川の瀬や淵等の再生を図ることを目的とした自然再生を実施しています。

地元の地方公共団体等からの自然再生の取り組みへの期待の高まりも踏まえ、整備後のモニタリング調査結果等に基づき整備内容の見直しを図るなど、順応的に取り組みを進めていくことが重要です。

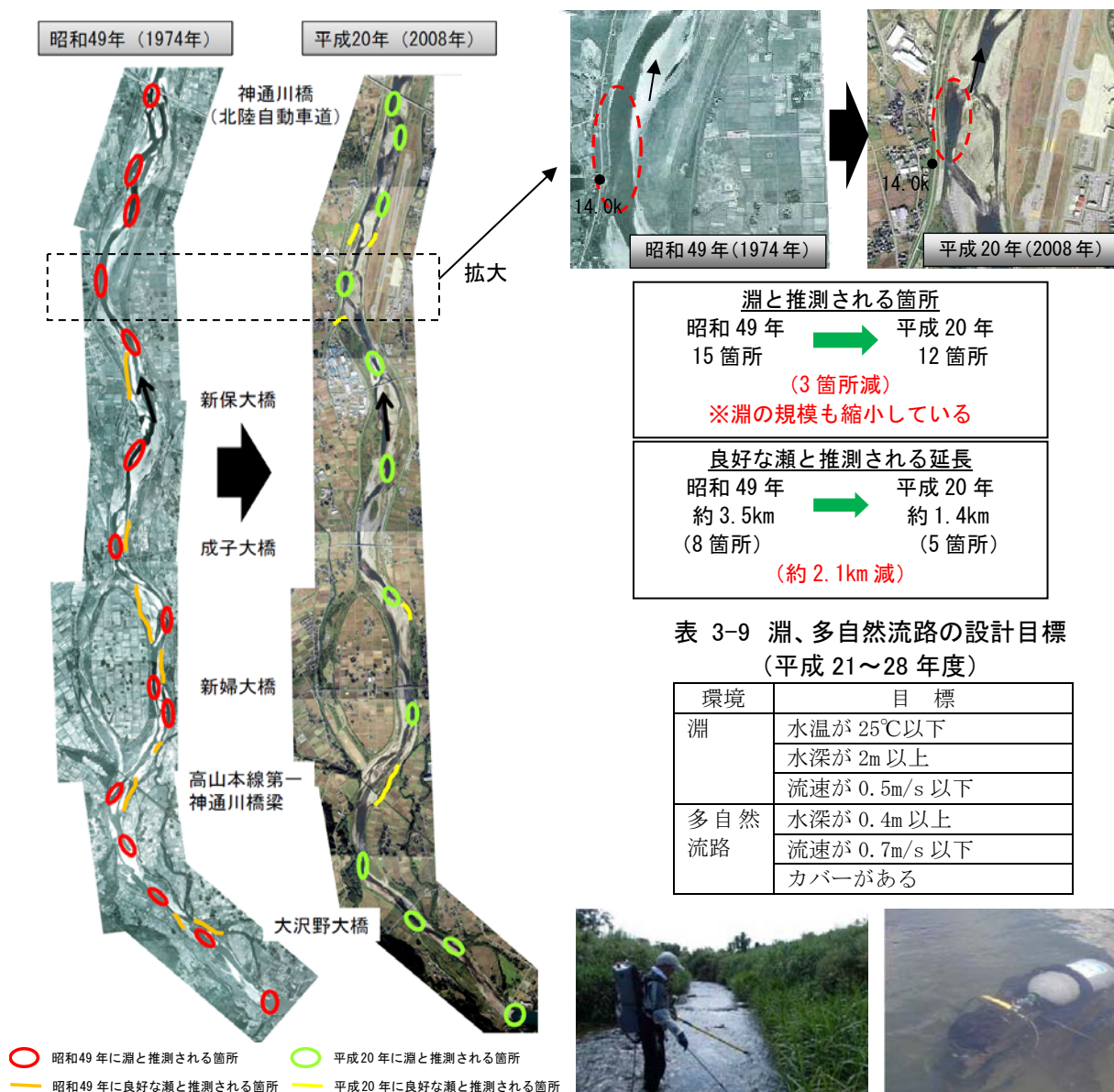


写真 3-38 神通川の河川環境(瀬や淵)の変遷



写真 3-39 モニタリング調査の実施状況

第2項 生物の生息・生育環境の連続性

神通川の大臣管理区間には、生物の移動阻害となる河川横断工作物はありませんが、井田川には、井田川合口頭首工及び大坪用水堰が、熊野川には広田用水堰及び友杉用水堰が設置されており、上下流で異なる地形となっています。このうち、友杉用水堰以外には魚道が設置されており、友杉用水堰については、床板がなく上下流の連続性に配慮された構造となっています。一方で、河川に流入する樋門・樋管の合流点では落差がある箇所も見られます。

このため、引き続き連続性の確保に努める必要があります。

表 3-10 横断工作物の落差の状況(井田川)

No	距離	施設名	落差	魚道の有無	
1	12.0km	井田川合口頭首工	2.0m 以上	有	左岸 階段式魚道
2	14.4km	大坪用水堰	2.0m 以上	有	左右岸 アイスハーバー型魚道



写真 3-40 井田川合口頭首工



写真 3-41 大坪用水堰

表 3-11 横断工作物の落差の状況(熊野川)

No	距離	施設名	落差	魚道の有無	
1	4.0km	広田用水堰	1.5m	有	右岸 階段式魚道
2	4.4km	友杉用水堰	なし	—	—



写真 3-42 広田用水堰



写真 3-43 友杉用水堰

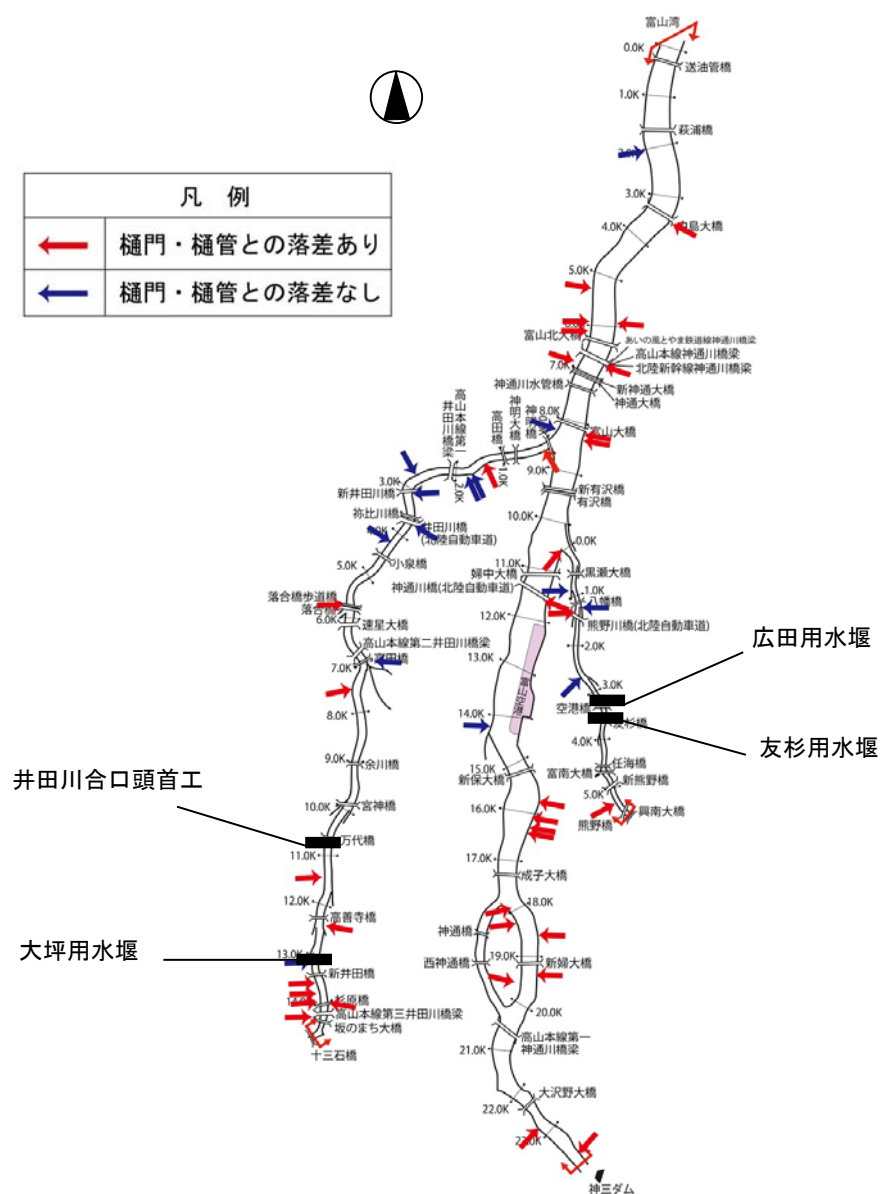
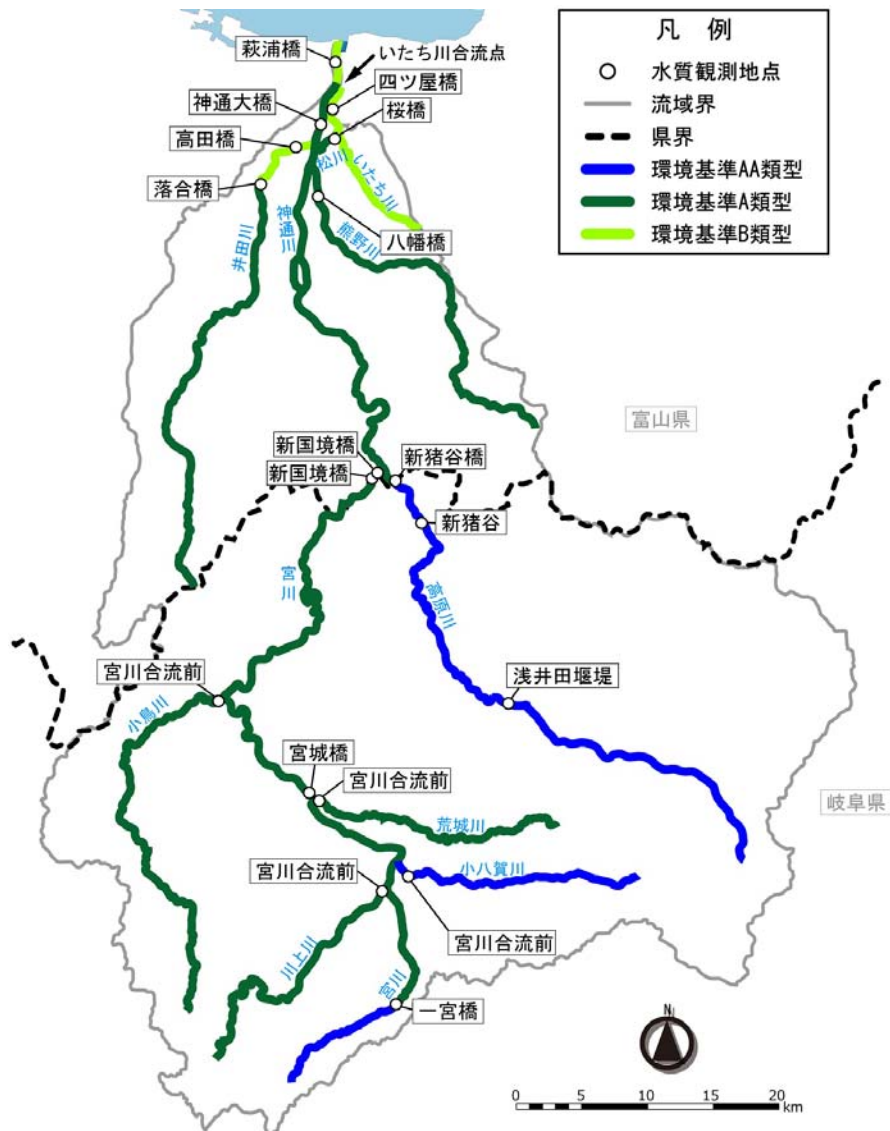


図 3-19 神通川の樋門・樋管等の落差の状況

第3項 水質

神通川水系の水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、表 3-12に示すとおりです。

神通川では河口からいたち川合流点までがB類型、いたち川合流点上流はA類型となっており、井田川では落合橋地点より下流がB類型、その上流はA類型、熊野川はA類型となっています。各観測地点における水質の経年変化では、昭和40年代は流域開発などによる水質汚濁が著しい状況でしたが、その後はいずれの水域でも環境基準を満たしており、良好な水質が維持されています。こうした状況を踏まえ、萩浦橋地点では、平成22年に水域類型の見直し（C→B）がされています。



各県における環境基準の類型指定状況に係る資料を基に作成

図 3-20 環境基準の類型指定状況

表 3-12 神通川水系 環境基準の類型指定状況

河川	水域の範囲	水域類型	環境基準点	指定年月日	備考
神通川	神通川上流 (いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。)	A	神通大橋	S47.4.1	富山県
		A	新国境橋		
		A	新猪谷橋		
	神通川下流 (いたち川合流点より下流)	B	萩浦橋	H22.4.1	富山県
	いたち川(全域)	B	四ッ屋橋	H22.4.1	富山県
	松川(全域)	A	桜橋	H22.4.1	富山県
	神通川(宮川)上流 (常泉寺川合流点より上流)	AA	一宮橋	S47.3.31	岐阜県
	神通川(宮川)下流 (常泉寺川合流点より下流)	A	新国境橋 宮城橋	S47.3.31	岐阜県
	高原川上流(浅井田堰堤より上流)	AA	浅井田堰堤	S47.3.31	岐阜県
	高原川下流(浅井田堰堤より下流)	AA	新猪谷	H14.3.29	岐阜県
	川上川(全域)	A	宮川合流前	S51.4.20	岐阜県
	小八賀川(全域)	AA	宮川合流前	H12.3.31	岐阜県
	荒城川(全域)	A	宮川合流前	S51.4.20	岐阜県
	小鳥川(全域)	A	宮川合流前	S51.4.20	岐阜県
井田川	井田川上流(落合橋より上流)	A	落合橋	S47.4.1	富山県
	井田川下流(落合橋より下流)	B	高田橋	S47.4.1	富山県
熊野川	熊野川(全域)	A	八幡橋	S47.4.1	富山県

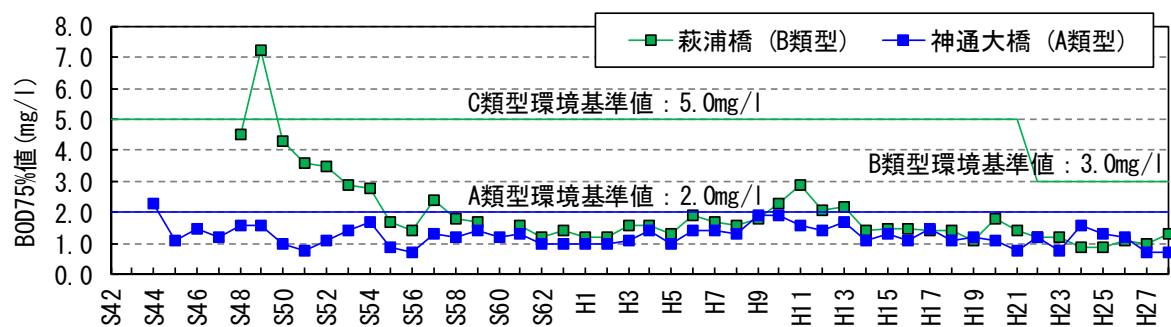


図 3-21 BOD75%値の経年変化(神通川萩浦橋・神通大橋)

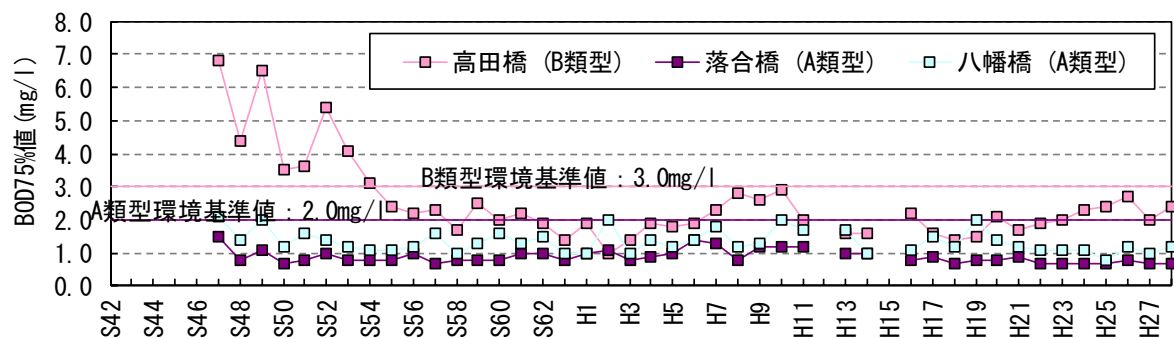


図 3-22 BOD75%値の経年変化(井田川高田橋・落合橋、熊野川八幡橋)

神通川沿川では、大正時代から昭和40年代にかけて、流域上流部の^{かみおか}神岡鉦山より流出したカドミウムを含む廃水が神通川を流れ、四大公害病の一つである「イタイイタイ病」が発生しました。その後、富山県では流域内の農地汚染への対策として、昭和54年から平成24年にかけて、公害防除特別土地改良事業が実施され、平成25年には、被害者団体と三井金属工業との間で全面解決に関する合意書が調印されています。

第4項 水質事故

神通川流域では、油や化学物質の流出などに伴う水質事故が発生しています。水質事故は水質の悪化を引き起こし、事故の種類によっては取水に影響を与えます。

このため、富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて水質事故に関する緊急時の連絡・調整を行い、上下流での情報共有を図っています。今後も水質事故による被害を拡大させないように対策を講じていく必要があります。

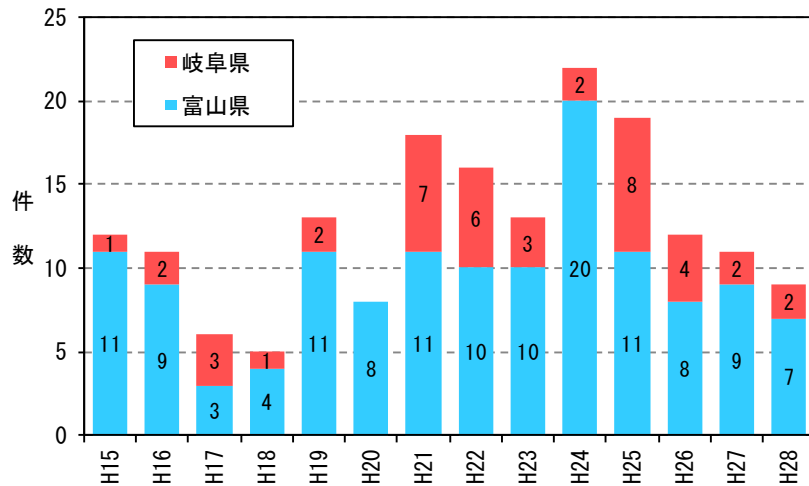


図 3-23 神通川流域における水質事故の発生状況

表 3-13 富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会の構成機関

国土交通省	富山河川国道事務所、黒部河川事務所、立山砂防事務所、利賀ダム工事事務所、神通川水系砂防事務所、海上保安庁伏木海上保安部
経済産業省	中部経済産業局資源エネルギー環境部 中部近畿産業保安監督部
富山県	土木部、生活環境文化部、厚生部、知事政策局
岐阜県	県土整備部、環境生活部、都市建築部、健康福祉部
市町村	富山市、高岡市、黒部市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市、高山市、飛騨市、立山町、入善町、朝日町、白川村



写真 3-44 H27.7.6 油類流出事故
(いたち川太平橋下流)



写真 3-45 H27.7.6 油類流出事故
(いたち川太平橋直下)

第5項 河川空間の利用

富山市街地を貫流する神通川下流部では、市街地近隣に残された良好な自然環境の保全が図られるとともに、河川空間には人々の交流活動や憩いの場が整備されています。

西派川にある神通川水辺プラザは、親水空間と交流の拠点として、グラウンドや遊歩道、拠点施設「ふれあい学習館」等が整備されています。また、広大な高水敷が広がる右岸 8.0～9.8km 及び左岸 12.0～12.4km 等は緑地公園となっており、野球やゲートボールに利用されています。また、神通川右岸 11.5～14.5km の高水敷には、日本で唯一河川敷につくられた空港である富山空港の滑走路等があります。

これらの空間は、年間を通じて、散策、野球等のスポーツ、釣りといった様々な目的で利用されており、ウォーキングやマラソン大会、花火大会等のイベントが開催されています。神通川水辺プラザの施設は、水辺の自然の情報発信や各種施設が連動した「学びの場」にもなっています。

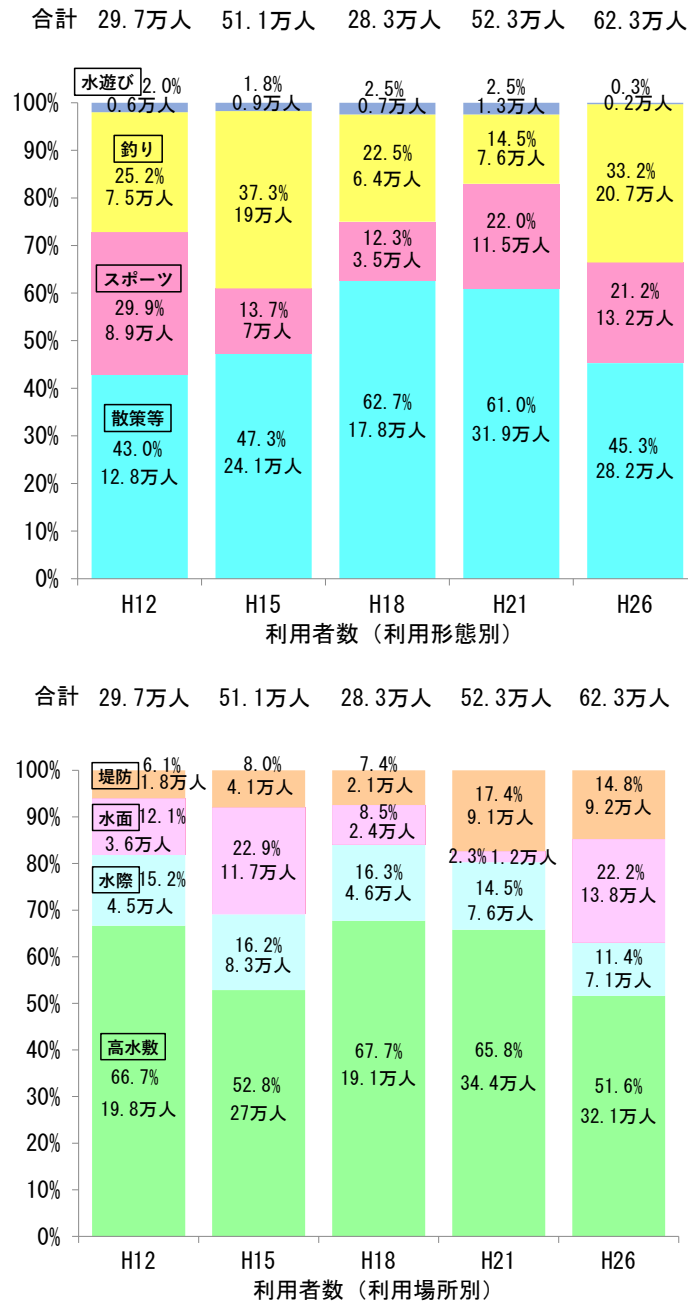


図 3-24 河川内の主な施設の状況

1. 河川空間の利用状況

平成 26 年度の神通川における年間河川空間利用者総数（推計）は約 62.3 万人であり、沿川市人口（約 42 万人）からみた年間平均利用回数は約 1.5 回／人となっています。

利用形態別では、「散策等」が 45%と最も多く、次いで「釣り」が 33%、「スポーツ」が 21%となっています。神通川における河川空間利用の特徴の一つである「釣り」は年間約 21 万人と推定されており、その大半は夏のアユ釣りシーズンに集中しています。



出典：河川水辺の国勢調査〔河川編〕（河川空間利用実態調査編）
図 3-25 神通川の利用形態と利用場所

2. 不法行為の状況

神通川で発見された不法投棄物は、近年は少ない傾向が続いていますが、平成28年度も年間で約40m³確認されています。これらの不法投棄、不法占用（土地・水面）、不法工作物、不法盛土、不法係留等の不法行為は、河川景観を損ねるばかりでなく、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となるおそれがあります。

このため、河川巡視等による管理体制の充実とともに、関係機関や地域住民とも連携した対応により、適正な河川利用の推進を図っていく必要があります。

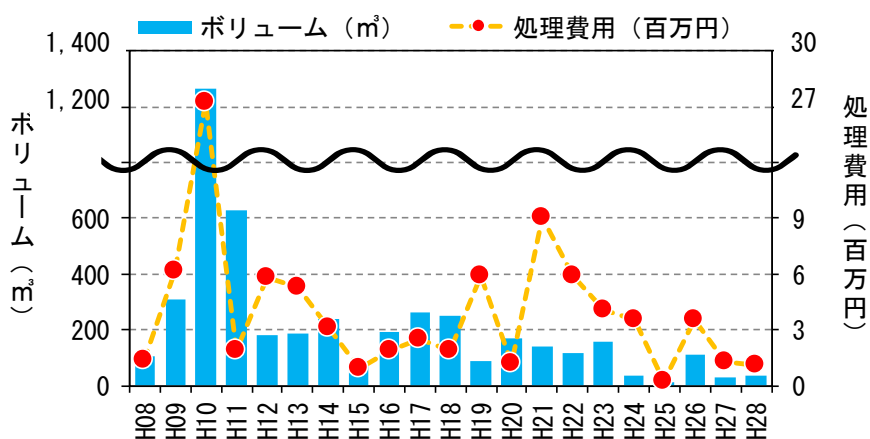


図 3-26 神通川で発見された不法投棄物の推移



写真 3-46 ゴミの不法投棄の状況
(木材の廃材)



写真 3-47 ゴミの不法投棄の状況
(家庭のゴミ等)

第6項 連携、協働による河川管理

神通川沿川の小中学校による総合的な学習や自然観察会において、水生生物による簡易水質調査等を支援する活動を実施しています。

河川は、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地域固有の公共財産」であり、地域の個性や活力、歴史、文化が実感できる川づくりの実現に向けて、地域住民と行政が共通認識を持ち、連携していくことが不可欠です。このため、神通川流域における地域住民や関係機関が連携した活動に積極的に取り組んでいく必要があります。



写真 3-48 総合学習への支援
(水生生物調査の状況)



写真 3-49 高校と連携した外来種駆除の
実施状況(常願寺川での事例)